



~むずかしい相続税を **簡単** にわかってもらうためのレポート~

今年度の税制改正に注目！

要点

- 平成22年度 税制改正速報！
- 相続税基礎講座 「養子制度について」
- 生命保険節税 定期金評価がいよいよ閉幕か！？
- 「自分らしい相続を考える企画展 in 福井」 入場無料！

私たちは、毎月、相続に興味のある方を対象に、**相伝** というレポートを出しています。

このレポートを読んでもらいたい方

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 争続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方



《発行》税理士法人 上坂会計 / 株式会社 ライフデザイン研究所
福井県福井市江守中2丁目 1312 番地

TEL: 0776-33-1117 FAX: 0776-36-8245 MAIL: soden@uesaka.ne.jp

この経済状況下、**今**しかできないことがあります。

この数年が**チャンス**です。

今こそ、実行できる対策を**実行**しましょう。

1. 平成 22 年度 税制改正速報！

新年あけましておめでとうございます。
今年の上坂会計のテーマは、

「ドラマチックカンパニーになろう！」です。キーワードは「共感！」

1 年間、お客様のことに、想いを馳せながら、ご相談や申告業務にあたっていくので、今年もどうぞよろしくお願ひします。

また、前年開設した「相続手続きお悩み解決センター」のホームページも、お時間があれば、<http://souzoku.uesaka.ne.jp/> にアクセスしてみてください。結構楽しくやっています。

平成 22 年度の税制改正速報。来期以降、相続税は、大增税の予感！！

平成 21 年 12 月の、本当に年末が差し迫った 25 日に、税制大綱が発表されました。自民党政権時代は、おおむね、15 日には発表されていたので、今年は大幅に遅れました。予算の決定に、いかに苦労したかがわかります。挙句の果てに、責任者が辞任するという事態。どうなるのでしょうかね～？日本は！

と嘆いていても、何も変化しないので、前向きに行きたいと思います。

この税制大綱は、毎年 12 月に発表され、3 月末までに国会で承認され、初めて効力が発生します。したがって、今の段階で内容を書いても、変わる可能性があるのですが、実は、過去に国会で、その内容が一度も否認されたことはありません。（数年前に、1 カ月だけ法案が可決せず、伸びたことはありますが。）

従って、この段階で、ほぼ固まったと言っていいでしょう。（詳細については、今後決定していきます。）

今回の改正で、皆様方に、大きく影響があると思われるものを書きます。

資産税関係では、以下の 3 つが大きな改正かと思われます。

1. 小規模宅地について 増税
2. 年金保険について 増税
3. 住宅取得資金贈与について 減税

消費税還付策不可。(これは消費税の仕組みがわからないと理解するのは難しい。元々、私はこの方法は反対だったので、今までもやっておらず、今後はできなくなるので、解説はしません。)

私は、増税・減税は、上記のように理解しています。

しかし、最も気にしなくてはいけないのは、今回の税制大綱で、以下の文言が出てきたことです。

「相続税は、格差是正の観点から、非常に重要な税です。バブル期の地価高騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がったことなどから、基礎控除の引き上げや小規模宅地等の課税の特例の拡充により、対象者を抑制する等の改正が行われました。

バブル崩壊後、地価が下落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等も行われてきませんでした。そのため、相続税は、100人に4人しか負担しないという構造となり、最高税率の引き下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たしているとは言えません。

今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成 23 年度改正を目指します。

さらに、相続税の課税方式の見直しに併せて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税の在り方も見直していく必要があります。」

簡単に言えば、来期以降、相続・贈与税は、間違いなく増税路線に入ります。それも、かなり大きく変わると思います。

皆さん、しっかりと対策を考えていきましょう！

具体的な項目については

1. 小規模宅地について 増税
 3. 住宅取得資金贈与について 減税
- について、書きます。



2. 年金保険については、5 ページの「生命保険節税 定期金の評価がいよいよ閉幕か!？」を参考にしてください。

小規模宅地についての増税

相伝 11 号に「小規模宅地の評価減の特例はこんなにお得!!」という文章を書きました。

この制度は、

「亡くなった人(被相続人)一人につき賃貸建物敷地の面積 200 m²について評価を 50% 割引する特例」

です。(お忘れの方は相伝 11 号を見てください。)

今回、この小規模宅地の要件が変わります。ただし、私の経験上、今回のケースは、田舎ではあまりないかな?とは思いますが、しかし、小規模宅地の評価減の金額は大きいので、油断はできません。

今回の改正は、以下のようなケースです。

5 階建て 10 室のマンションをもっており、このマンションの 1 室に夫婦で暮らしていました。この土地の評価を 200 m²で評価額 5 億円としましょう。夫が亡くなったとき、1 室でも居住用に使っていれば、今までは、1/10 しか住んでいなくても、5 億円すべてについて、小規模宅地の特例が使えました。

従って、 5 億円 × 0.2 () = 1 億円 の評価

相伝 11 号では、賃貸だったので、50%の評価減ですが、居住用なので、80%の評価減になります。

しかし、今回の改正では、相続した人ごとに小規模宅地の判定をしていくということなので、上記は不可になります。

住宅取得資金贈与について

これは、大幅に拡張されました。といっても、元々の 500 万円が金額的に小さすぎたのですが。

これは、相伝の第 5 号に以下のタイトルで書いています。

「贈与税軽減法案成立へ 小粒すぎてガッカリ^^ ; + たったの 500 万円」

つまり、この金額では、もらった方も、家は建築できません。元々、この法案は 2 千万円での話でした。それならわかります。

今回、民主党は、その非課税枠を

平成 22 年中に住宅取得資金の贈与を受けたときは、1,500 万円

平成 23 年中に住宅取得資金の贈与を受けたときは、1,000 万円

としました。

(ただし、贈与を受けた方のその年の所得が 2,000 万円までの人に限ります。)

これはおおいに活用できる制度になったのでは?と思います。

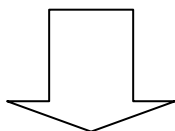
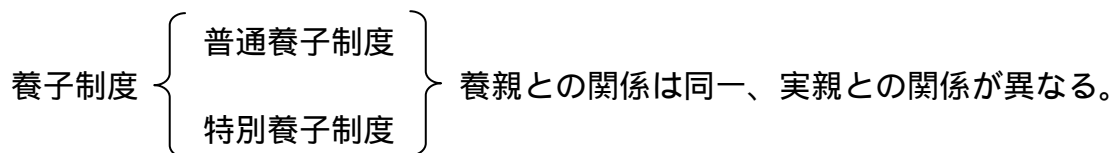
2. 相続税基礎講座 「養子制度について」

今回から、養子についてシリーズで解説させていただきます。

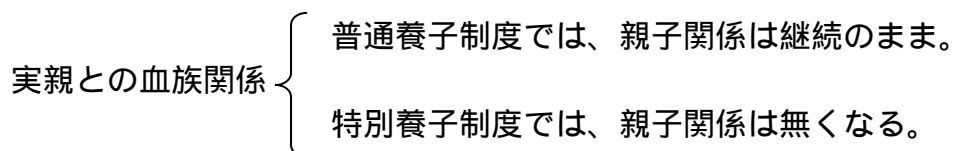
社会は、少子高齢化に進んでいる中、子供がおらず、親戚やまた知人から養子をもらうという話も珍しくなくなりました。

この回では、我が国の養子制度について書いていきます。

我が国の養子制度には、普通養子制度に基づく養子縁組と、特別養子制度に基づく養子縁組の2種類があります。この2つの養子制度は、養親との関係は同一であります、実親との関係が異なります。



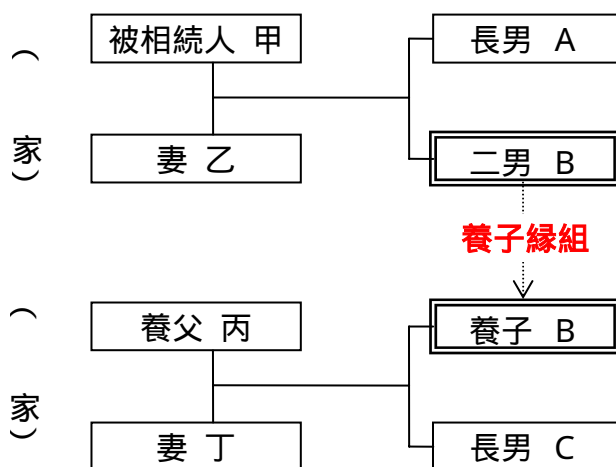
養子縁組の日から養親との血族関係が発生する。



ここで特別養子制度と普通養子制度の相違点を、詳しく見てみましょう。

	普通養子制度	特別養子制度
成立	当事者の合意に基づく届出	家庭裁判所の審判
成立条件	なし	子供の利益のために必要であること
試験養育期間	不要	6ヶ月以上
実父母の意思	15歳未満の養子につき、法定代理人の承諾と監護者の同意が必要	原則として父母の同意が必要
養親となれる者	20歳以上 単身者も可	原則として25歳以上の婚姻中の者のみ
養子となれる者	養親より年長でないこと 養親の尊属でないこと	原則として6歳まで
実親との関係	継続する。親権のみが養親に移る	断絶する
戸籍上の記載	養子と明記	長男・長女などと記載、養子である事が一目では分からないようにする
離縁	原則自由 届出による離縁も可能	子の利益のために必要な場合に限り、家庭裁判所の判断で認める

一般的な養子は、普通養子制度に基づくものがほとんどです。
 特別養子制度は、子ができない夫婦が、生まれつき親がいない子を養子にするなど、特別な事情に基づくものとなっています。
 では、下記の図で説明します。



被相続人 甲が亡くなりました。
 甲には、妻 乙と子供 2 人（長男 A と二男 B）がいます。二男 B は、甲の生前に養父：丙と養子縁組がされていました。この場合、甲の相続人は誰になるでしょうか？

（答え）この養子縁組が普通養子か特別養子かで、2 つの答えがあります。

【二男 B が普通養子である場合】

相続人は、妻：乙 長男：A 二男(養子)：B の 3 人となります。

【二男 B が特別養子である場合】

相続人は、妻：乙 長男：A の 2 人となります。

今回は、養子縁組が 2 種類あることを主に解説させて頂きました。
 次回は、養子と実子との関係を解説していきます。

3 . 生命保険節税 定期金評価がよいよ閉幕か！？

例えば、現金で 2,000 万円を相続した場合と、生命保険で 2,000 万円受け取った場合では、相続税という視点から考えると、保険で受け取った方が得というのは、ご存知の方も多いかと思います。

生命保険には、「500 万円×法定相続人数」の範囲で非課税枠があるからです。
 相続人が配偶者と子供 3 人の場合は、非課税枠は「500 万円×4 人=2,000 万円」となり、保険金を受け取った場合、2,000 万円までは、相続税がかかりませんということです。
 相続税対策で生命保険の活用はお得です。

生命保険を利用した節税対策にはもう一つ、「定期金の評価」という相続税法 24 条を使った「遺族年金特約（いぞくねんきんとくやく）」をつけた商品がありました。

これは、生命保険金を『年金方式』で受け取る場合のことで、一括で受け取るよりも、定期金給付の残存期間に応じて、評価割合が定められており、受取期間が長ければ長いほど、評価割合が下がる仕組みです。（図参照）

例えば、1 億円の死亡保険金を一時金で受け取ると、額面通りの 1 億円ですが、36 年の年金方式で受け取ると、相続税評価がなんと、2 千万円に圧縮されます。（図参照）

相続税には、「5 千万円 + 1 千万円 × 法定相続人数」という基礎控除があるため、他の相続財産がなければ相続税はかかりません。「遺族年金特約」を付与するだけで、**相続税負担がなくなる**というなんとも影響が大きいものです。

また、基礎控除を超えていても、先に書いたように生命保険の非課税枠があるので、相続人が 4 人いれば、この 2 千万円には相続税がかからない仕組みとなります。

しかし、本年度平成 22 年度の税制改正では、この定期金の評価がターゲットになりました。

現行の評価額が、実際の受取金額と乖離しているという視点から定期金の残存期間に応じた評価ではなく、**解約返戻金相当額で評価をする**ということが「平成 22 年度税制改正大綱」に公表されています。

私どもとしては、政府の動きに着目しながらも、やはり節税効果が大きい生命保険の活用について検討していくことは、相続税対策として大事なことだと考えています。

今まで、健康状態で保険に加入できなかった方も、85 歳までであれば無告知、無診査の金融商品のような保険もあります。ご興味のある方は一度ご相談ください。

【図】定期金に関する権利の評価

相続税法第 24 条

定期金給付契約で、当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する価額は、次に掲げる金額による。

有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受け取るべき給付金額の総額に、次に定める割合を乗じて計算した金額。ただし、一年間に受け取るべき金額の十五倍を超えることができない。

残存期間が五年以下のもの	百分の七十
残存期間が五年を超え十年以下のもの	百分の六十
残存期間が十年を超え十五年以下のもの	百分の五十
残存期間が十五年を超え二十五年以下のもの	百分の四十
残存期間が二十五年を超え三十五年以下のもの	百分の三十
残存期間が三十五年を超えるもの	百分の二十



第1回 自分らしい相続を考える企画展 in 福井

～相続・葬儀・介護・資産関連企業『総合セミナー＆相談会』～

日時 2010年2月13日(土) 午後1:00～5:00
場所 フェニックスプラザ3F 301号室

専門企業6社によるミニ講演会(出入り自由です)

午後1:30～「自分らしい相続」を考えてみませんか？

相続手続支援センター福井 行政書士 青木克博氏

午後2:00～ かしこい資産運用と相続対策

税理士法人 上坂会計 CFP 蒲 幸恵氏

午後2:30～ “ 転ばぬ先の杖 ” 遺言・相続登記

司法書士法人 i s t 司法書士 竹内順子氏



午後3:00～ 最近のお葬式事情と事前相談

(株) オームラ 企画室長 新尋 誠氏

午後3:30～ 終末期医療のあり方について

(株) シンカイ 代表取締役 中村達夫氏

午後4:00～ お仏壇と家族

(株) かじそ仏壇製作所 代表取締役 星野幸博氏

今回の企画は、相続が起きる前に考えていきたい自分らしい相続がコンセプトです。

自分らしいとは、

「自分の意志がしっかり組み込まれた形の終わり方を意識しながら、残していきたい自分の想いや生き様をとらえていくこと。残される家族や友人に対してメッセージを残し、しっかりとした事前準備をすること。」だと思います。

自分らしい相続を考えることが、周りに対する思いやりにつながるのではないのでしょうか？

福井で初めての企画で、充実した時間になると思います。

未来でたった1つ決まっている確実なこと、それは「死」です。皆さんに確実にやってくるものです。「死」を考えることは、後ろ向きなことではなく、前向きにとらえ、自分らしい相続を見つめることから始めるとよいと思い、今回、このような企画を考えました。

「相続」とは、財産を次の世代へ渡すことだけの意味ではなく、亡くなる方の想いや考え、大事にしていたことを次世代に伝えていくことだと思います。

大事なことを伝え忘れることがないように、相続の準備を、この機会を利用して、考えていただきたいと思います。

当日は、お気軽に各専門企業に相談ができる『無料相談コーナーブース』や展示コーナーも設けてあります。お気軽にご参加ください。

なお、当日入場無料です。この相伝をお送りしています皆様のご参加につきましては、事前に予約制とさせていただきますので、お手数ですが、

フリーダイヤル 0120-939-243 (相続手続きお悩み解決センター 石田、竹原宛)に参加者の方のお名前をお申し付けください。

締め切りと2月10日(水)とさせていただきます。

当日の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

編集後記

あけましておめでとうございます。

今年度は税制改正もあり、今回の相伝でもご紹介したように、相続税関係でも改正が見込まれています。改正によって増税になるケースもありますので、今後、相続対策について真剣に考えていく必要性がますます高まってくるのではないのでしょうか？

ご心配なことがあれば、どんな些細なことでも、ぜひ私どもに一度ご相談ください。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

満員御礼！

【新春スペシャルセミナー】

相続申告前にやっておきたいこと・知っておきたいこと

日時：平成22年1月30日(土) 15:00~17:00

場所：上坂経営センター2F 福井市江守中2-1312

おかげさまで大好評につき、現在満席となっておりますが、キャンセル待ちで受け付けていますので、直前のご連絡でもよいという方はお問い合わせ下さい。

フリーダイヤル 0120-939-243 (石田まで)

詳細は <http://www.uesaka.ne.jp/seminar/>

このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家(税理士・公認会計士等)にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。